

平成24年9月6日

建築基準法施行令及び関連省令・告示の改正案に関する
意見

社団法人日本ビルディング協会連合会

建築基準法施行令の改正について

1. 本改正案の内容は、当連合会がかねてより要望を行ってきたものであり
また、大災害から都市の安全を守るための時宜に適った改正であることから、
内容を高く評価するとともに、早期の施行をお願いいたします。
なお、下記の2点につき、さらにご配慮をいただくようお願い申し上げます。
2. 自家発電設備部分について、容積率制限上の面積不算入の上限を100分の
1としていますが、自家発電設備には規模の大きいものがありますので、
蓄電池と同様、不算入の上限を50分の1としていただくようお願いいたします。
3. 貯水槽を容積率制限上の面積不算入施設としていますが、「蓄熱槽」は
災害時に貯水槽と同様の機能を発揮いたしますので、貯水槽と同様、面積不
算入施設としていただくようお願いいたします。